



(運営の方針)

第5条 事業所は、第2条の規定によるサービスの提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第7条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスの提供を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第8条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員			
	常 勤		非 常 勤	
	本 体 施 設	短期入所施設	本 体 施 設	短期入所施設
施 設 長	1			
事 務 長	1			
事 務 員	3			
生 活 相 談 員	1	1		
介 護 支 援 専 門 員				
介 護 職 員	15 以上	5 以上	1	1 以上
看 護 職 員	3	1		
機 能 訓 練 指 導 員			1	
管 理 栄 養 士	1			
調 理 員	業者委託			
医 師 ( 嘱 託 )			2	1
そ の 他			3	1

※本体施設の入所定員は50人である。

## (2) 職務内容

施設長(管理者)	本会理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、施設の管理運営に当たる。
事務長	施設長を補佐するとともに、施設運営に関わる事務の統括管理に当たる。
事務員	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介護職員	利用者の介護、処遇に当たる。
看護職員	利用者の看護及び健康管理等に当たる。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練指導等に当たる。
管理栄養士	給食献立及び給食業務に当たる。
医師	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
介護支援専門員	介護計画の作成と介護の進行管理、評価に当たる。

### (職員の勤務体制等)

第9条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

2 勤務表は4週毎、始期1週間までに策定し、当該職員に周知するものとする。

3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

### (利用定員)

第10条 事業所の利用者の定員は、1日当たり20人までとする。

但し、本体施設の入所者に利用されていない居室が有る場合はこの限りではない。

### (提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 12 条 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 13 条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 14 条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 15 条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 16 条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の内容及び取扱方針)

第 17 条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努め、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 事業所におけるサービスの提供の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 入浴、排泄、食事等の介護

(3) 日常生活上の世話

(4) 機能訓練

(5) 保健医療サービス、その他健康保持のための措置

(6) レクリエーション等を含むその他の福祉サービス

(7) その他必要な相談、助言、援助等

3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体の保護を確保するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 事業所は、自らその提供する指定短期生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護計画の作成)

第 18 条 事業所の介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

2 前項の規定により作成する介護計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三

団体ケアプラン策定研究会方式) とする。

- 3 第1項の規定による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(サービス提供の具体的内容)

第19条 事業所が行うサービス提供の具体的内容は、次のとおりである。

- (1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
  - (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
  - (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
  - (4) おむつ使用者に対する適切な取替の実施
  - (5) 離床、着替え、整容その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
  - (6) 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
  - (7) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
  - (8) 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
  - (9) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
  - (10) 適宜利用者のためのレクリエーション行事等の提供
  - (11) 前各号のほか、必要と思われる入所中の世話
- 2 事業所は、前項のサービスの提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 20 条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

(1) 送迎に要する費用は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、利用者の選定により、次条の通常の事業の送迎地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、利用者宅までの距離（直線距離）、片道 10 km 以上 450 円とする。

(2) 滞在費 利用料金：従来型個室 1, 171 円/日

多床室 855 円/日

(3) 食費 1 日 1, 445 円

朝	425 円	昼	500 円	夕	520 円
---	-------	---	-------	---	-------

(4) 理美容代 実 費

(5) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適用と認められるものの実費

3 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 21 条 事業所の通常の送迎の実施地域は、東温市・松山市の地域とする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用枠の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第 23 条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1) 火気の取扱に注意すること。

尚、受動喫煙防止につき施設建物内及び敷地内での喫煙を禁止するものとする。

(2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

(3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 事業所の秩序を乱す行為をした者

(2) 故意にこの規程等に違反した者

(緊急時における対応)

第 24 条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応等)

第 25 条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、状況及び処置について記録するものとする。

2 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体拘束の制限)

第 26 条 事業所のサービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

尚、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご利用者またはその家族に説明・同意を行い、

その病態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(虐待防止)

第 27 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 28 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 29 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第 30 条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 31 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(掲示及び広告等)

第 33 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(会計の区分等)

第 34 条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。

2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

第 35 条 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 利用料に関する重要な関係書類

(2) 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第36条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、居宅サービス基準によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 9月 21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。